



東京都知事選挙

投票日は **2月9日(日)** 投票時間は **午前7時～午後8時**

2月9日(日)は、東京都知事選挙の投票日です。この選挙は、これから4年間の東京都の代表を選ぶ大切な選挙です。棄権しないで、貴重な一票を投じましょう。

また、仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭などで投票日当日に投票に行けない方は、ぜひ期日前投票をご利用ください。

投票できる方

投票できるのは、次の2つの要件を満たしている方です。

- ①既に清瀬市の選挙人名簿に登録されている方
- ②日本国民で、平成6年2月10日以前に生まれた方で、平成25年10月22日までに清瀬市に転入の届け出をし、引き続き住民基本台帳に記載されている方

住所を異動した方の投票

■清瀬市内で住所を異動した方

1月9日までに転居の届け出をした方は**新住所地**の投票所で、1月10日以降に転居の届け出をした方は**前住所地**の投票所で投票してください。投票所の場所は、入場整理券に記載されていますので、ご確認ください。

■清瀬市に転入した方

平成25年10月22日までに清瀬市に転入の届け出をした方は**清瀬市**で投票してください。また、平成25年10月23日以降に**都内の区市町村**から清瀬市に転入の届け出をした方で、前住所地の選挙人名簿に登録されている場合は、**都内の前住所地**で投票してください。

■清瀬市から転出した方

清瀬市の選挙人名簿に登録されている方で、平成25年10月23日以降に**都内の区市町村**に転出した方は、まだ新住所地の選挙人名簿に登録されていないので、**清瀬市**の投票所で投票してください。その際は、**東京都内に引き続き住んでいることの証明として、新住所地の区市町村が発行する「住民票の写し」(選挙用は無料)**が必要となります。

ただし、平成25年10月23日以降、2回以上住所移転した場合(同一区市町村を除く)は、投票できません。(下表1・2参照)
※**都外へ転出した方も投票できません。**

表1 転入・転出した場合の投票先一覧

■都内から転入した方

清瀬市への転入届け出日	投票場所	備考
平成25年10月22日以前	清瀬市	—
平成25年10月23日以降	前住所地	名簿登録ある場合※

■都内へ転出した方

新住所地への転入届け出日	投票場所	備考
平成25年10月22日以前	新住所地	—
平成25年10月23日以降	清瀬市	名簿登録ある場合※

※いずれも投票する日に選挙人名簿に登録されている方に限ります。

表2 住所移転による投票可否一覧

	住所移転先と回数	投票の可否
	住所移転1回	○
都内	住所移転 他区市町村を含む 2回以上 同一区市町村のみ	×
		○
都外	住所移転1回以上	×



投票所・投票区域は

投票所は、市内に12か所(下表3参照)あり、住んでいる区域により投票所が決められています。ご確認の上お出かけください。

表3 投票所・投票区域一覧

投票所	所在地	投票区域
第1 清明小学校	旭が丘二丁目8-1	旭が丘二～六丁目全域
第2 下宿地域市民センター	下宿二丁目524-1	旭が丘一丁目全域 下宿一～三丁目全域 中里六丁目全域
第3 清瀬市役所	中里五丁目842	上清戸二丁目11～14 中清戸二・四丁目全域 下清戸二・四・五丁目全域 中里三丁目77～79、864の1～912の4 中里五丁目全域
第4 生涯学習センター	元町一丁目2-11	上清戸一丁目全域 上清戸二丁目1～10 元町一丁目全域 元町二丁目1・26～28 中里三丁目1724～1732の11
第5 松山地域市民センター	松山二丁目6-25	松山一丁目1～37 松山二丁目全域 梅園一丁目1
第6 第七小学校	松山三丁目1-92	松山一丁目38～46 松山三丁目全域 竹丘一丁目1～7、15～17
第7 竹丘地域市民センター	竹丘一丁目11-1	竹丘一丁目8～14 竹丘二丁目全域 竹丘三丁目1、10～25
第8 第六小学校	梅園二丁目9-45	竹丘三丁目2～9 梅園一丁目2～4 梅園二・三丁目全域 野塩四丁目全域
第9 野塩地域市民センター	野塩一丁目322-2	野塩一・二・五丁目全域
第10 芝山小学校	元町二丁目16-8	元町二丁目2～25 中里一丁目692の1～746の21 野塩三丁目全域
第11 中里地域市民センター	中里四丁目1301	中里一丁目1627の1～1750の11 中里三丁目913～1124の2 中里二・四丁目全域
第12 第五中学校	中清戸三丁目258-1	中清戸一・三・五丁目全域 下清戸一・三丁目全域

開票は即日行います

日時 2月9日(日)午後9時～
場所 市民体育館(下宿地域市民センター内)
※開票速報は、市ホームページでもお知らせします。

代理投票と点字投票

代理投票は、選挙人が体の不自由により、投票用紙に自書できない場合、本人の申請に基づき、代理人が代筆して投票する制度のことです。各投票所にいる投票管理者に申請すると、補助者2人が定められ、そのうちの1人が選挙人の指示に従って投票用紙に記入し、もう1人が指示通りに記載されているかを確認します。ご希望の方は、受付で代理投票を希望することをお伝えください。

また、投票所には点字投票用の投票用紙や点字器があり、点字でも投票できますので、係員にお申し出ください。

目の不自由な方へ

「選挙特集号」「選挙公報」の音訳CDを作成しています。ご希望の方は秘書広報課へご連絡ください。

問合せ 清瀬市選挙管理委員会事務局(市役所北側第2庁舎2階) ☎ 492・5111(内線514)